被扶養者等申告書

記 入 例

※注意※
フリクションペン、鉛筆書きは不可。

グループ員（諸手当）	グループ員（共済）

組合員等番号	フリガナ	ヒロダイ　タロウ	性別	男 1 女 2	生年月日 昭和 平成 45・4・1
職員番号（8桁） 12345678	氏名	広大　太郎			
個人番号（マイナンバー）					
（12桁） 123456789000	所属部（室）グループ名	○○○研究科（内線1234）	採用（異動）年月日	令和 6・7・1	マイナ保険証無し ☐
住所（住民票の住所）	〒○○○-○○○○	広島県東広島市鏡山1丁目3番2号　共済Aマンション101号室			
採用（異動）前の事業所	○○○株式会社	採用（異動）前の健康保険等名称	文部科学省共済組合・地方職員共済組合・国民健康保険 全国健康保険協会・家族の扶養・その他（		

いずれかに○またはご記入ください。

マイナ保険証が無い場合は、☑を入れてください。

マイナンバーを記入してください。

			続柄	生年月日	職業	年間所得推計額	住民票の住所（同居の場合は同居、別居は住所記入）	扶養親族の認定の有無	給与事業者確認	被扶養者の要件を備え又は欠くに至った年月日及びその理由	認定・取消	年月日	共済組合,扶養手当の該当区分（認定・取消を受けようとする区分を○印で囲んでください）	
フリガナ	ヒロダイ　ハナコ	男1 女2	妻	昭和 平成 45.9.1	パート	1,000,000	〒 同居	有	この欄は記入しないでください。	令和6年7月1日採用	認定1 取消2 5	この欄は記入しないでください。	共済組合・扶養手当	マイナ保険証無し ☐
氏名	広大　花子													
個人番号	123456789011													
フリガナ	ヒロダイ　サクラ	男1 女2	長女	昭和 平成 令和 9.6.1	無職		〒	有		令和6年7月1日採用	認定1 取消2 5		共済組合・扶養手当	マイナ保険証無し ☐
氏名	広大　さくら													
個人番号	123456789012													
フリガナ	ヒロダイ　モミジ	男1 女2	二女	昭和 平成 16.7.1	大学2年	250,000	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○○○	有		令和6年7月1日採用	認定1 取消2 5		共済組合・扶養手当	マイナ保険証無し ☐
氏名	広大　もみじ													
個人番号	123456789013													
フリガナ	ヒロダイ　マナブ	男1 女2	父	昭和 平成 令和 27.8.1	無職	1,100,000	〒 同居	有		令和6年7月1日	認定1 取消2		共済組合・扶養手当	マイナ保険証無し ☐
氏名	広大　学													
個人番号	123456789014													

「子」ではなく「長女」「二女」というように続柄を記入してください。

就学中の場合は学年を記入してください。

配偶者の親の場合は、「義父」「義母」という書き方で記入してください。

「扶養手当」は契約職員については、病院助教、契約専門職員及びフルタイム勤務の医療職員が該当します。

国家公務員共済組合法施行規則第88条の規定により届け出ます。

5 令和 6 年 7 月 2 日

文部科学省共済組合　広島大学支部長
広島大学長　殿

申告者　氏 名　広大　太郎

自署してください。

資格確認書を発行します。
マイナ保険証無しの場合☑を入れてください。

1．この申告書は，共済組合の扶養（認定・取消）と扶養手当の支給（額改定・消滅）の両方の届出を兼ねています。従って，扶養の事実が生じた場合，扶養の事実に変更（消滅）を生じた場合は速やかに提出してください。
2．氏名、住所は住民票の記載どおりに、記入してください。但しシステムの仕様上、マンション名等は省略する場合があります。
3．年間所得推計額は，その者の恒常的な収入として将来に向かって見込まれる全収入（勤労所得，資産所得，その他の所得など）の推計額を記入してください。
4．認定を受けようとする被扶養者が，給与法上の扶養親族の認定（扶養手当）を受けようとする者であるときは「 有 」，その者が所得税法上のみの扶養親族の認定を受ようとする者であるときは「有」と記入してください。
5．**扶養手当は，申告書が事実発生日から15日経過後に受付された場合，手当が支給されない月が生じることがあります。**
6．この申告書及び添付書類によって取得した個人情報は給与に関する必要な手続き統計調査を行う目的で利用するものであり，この目的以外で利用又は提供することはありません。
7．※印は記入しないでください。

原票記入	受理年月日（部局受付年月日）	受付者

長　期　・　第３号